

# 令和4年度放課後児童支援員認定資格研修(後期)実施要綱

## 1 目的

国が示した「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」に基づき、放課後児童支援員として有資格者となるための研修を実施し、放課後児童支援員として職務を遂行するうえで必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とする。

## 2 主催

三重県(ただし、研修の実施は、学校法人大橋学園ユマニテク短期大学への委託により行う。)

## 3 研修対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、原則として県内の放課後児童クラブに放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事している者、又は従事しようとする者であって、各市町から推薦を受け、県が認める者とする。

基準第10条第3項各号が示す要件

- 一 保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は高等学校卒業等者等であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する者
- 五 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業等者であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

## 4 研修日程及び会場

別紙のとおり

## 5 研修内容

(1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解(4.5時間・90分×3)

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

(2) 子どもを理解するための基礎知識(6時間・90分×4)(※)

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

(3) 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援(4.5時間・90分×3)

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

(4) 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力(3時間・90分×2)

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

(5) 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応(3時間・90分×2)

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

(6) 放課後児童支援員として求められる役割・機能(3時間・90分×2)

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

(※) 受講者取得資格に応じた研修科目の一部免除について

子どもを理解するための基礎知識の各科目については、受講者の資格取得状況に応じて以下の科目を免除することができる。

資格取得状況	免除科目	
	項目科目	科目名
保育士の資格を有する場合	2-④	子どもの発達理解
	2-⑤	児童期(6歳～12歳)の生活と発達
	2-⑥	障害のある子どもの理解
	2-⑦	特に配慮を必要とする子どもの理解
社会福祉士の資格を有する場合	2-⑥	障害のある子どもの理解

	2-⑦	特に配慮を必要とする子どもの理解
教育職員免許法第4条に規定する 免許状を有する場合	2-④	子どもの発達理解
	2-⑤	児童期(6歳~12歳)の生活と発達

## 6 受講の手続き

各市町は、受講希望者をとりまとめ、以下により県へ推薦する。

### (1) 受講者の受講資格確認

各市町は、受講希望者が放課後児童健全育成事業に従事している者、又はしようとしている者であり、受講申込時において、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であるかの確認を、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書、卒業証明書等(以下「受講資格確認書類」という。)の原本又はその写し等により行うこと。

### (2) 受講者の推薦方法

各市町は、規定の推薦(参加)者名簿を入力し、受講資格確認書類の写しを添付の上、令和4年12月19日(月)午後3時00分までに県へ提出すること。

※申込について、提出期限を過ぎたものについては、いかなる理由があっても受講できません。

また、受講定員に限りがあることから、各放課後児童クラブからの推薦にあたっては、受講の優先順位を付すこと。なお、子育て支援員研修(放課後児童コース)を修了された方を上位とすること。

※受講申込時に子育て支援員研修(放課後児童コース)の修了証の写しを提出すること。

### (3) 受講会場について

受講会場の選択にあたっては、4日間を通して受講できる会場を選ぶこと。

※原則、受講決定した会場以外で受講することは、できません。

## 7 受講決定

県は、応募定員を上回る場合、各市町からの推薦順位を考慮して受講者を決定し、各市町及び研修事業者に受講者名簿を送付する。

受講決定は、令和4年12月22日(木)までに、研修事業者から受講者本人あてに開催案内及び受講票等の送付をもって行う。

## 8 受講費用

無料(ただし、研修テキスト代については、受講者個人の負担となる。)

## 9 研修テキスト

中央法規出版『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 第2版』(定価 1,210円(税込み))

フレーベル館出版『放課後児童クラブ運営指針解説書 改訂版』(定価 440円(税込み))

## 10 修了評価

受講者は各科目の講習終了後にチェックシートを記入し、研修事業者を通じて県にチェックシートを提出し、県は各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認することとする。

## 11 修了の認定・修了証の交付

県は、研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、研修修了後、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証（第1号様式：A4サイズ）（第2号様式：携帯用）（以下「修了証」という。）」を県知事名で本人に交付することとする。

## 12 認定者名簿の作成及び管理等

県は、「修了証」を交付した者の必要事項（氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等）を記載した名簿を作成し、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とする。

認定を受けた者は、認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先等）に変更があった場合は、放課後児童支援員県認定者名簿登録情報変更届（第4号様式）により届け出ることとし、県は届出に基づき、認定者名簿を更新することとする。

## 13 修了証の再交付

認定を受けた者は、認定者名簿に記載された内容（氏名）に変更があった場合および修了証を紛失（又は汚損）した場合は、放課後児童支援員認定資格研修修了証再発行申請書（第5号様式）により届け出ることとし、県は届出に基づき、認定者名簿を更新するとともに、必要に応じて修了証を再発行することとする。

## 14 個人情報の取り扱い

受講申込書等に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本事業の運営以外の目的に使用することはありません。

ただし、研修修了者の所属クラブ・教室、氏名については、当該クラブ・教室を所管する市町の担当課と情報共有させていただきますので、予めご了承下さい。

## 15 気象警報発令時の取扱い

研修開催日に県内で暴風警報および特別警報の発令が予想される場合は、研修事業者と県が協議の上、研修開催日前日の午後10時までに翌日開催の可否を判断し、研修事業者のホームページ等において周知することとする。

## 16 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県が定める「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」に基づき研修を実施する。

【参考：県HP】<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

受講者の方は、感染拡大防止のため、以下の点についてご理解とご協力をお願いします。

- ・当日、発熱や咳などの風邪症状がみられる方は参加できません。
- ・感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方は参加できません。
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮ください。
- ・当日、会場内では手指の消毒、咳エチケット・マスク着用の徹底をお願いします。また、会場の換気等により、空調施設（エアコン）による室温管理を十分に行えない場合もございますので、調節しやすい服装でご参加ください。
- ・研修会場で飲食をする場合、黙食にご協力ください。
- ・万が一、研修参加者の感染が判明した場合、保健所などの聴き取りにご協力ください。

また、県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況により、オンライン等での実施に変更する場合があります。

## 17 問い合わせ先・申し込み先

三重県子ども・福祉部少子化対策課幼保サービス支援班（担当：宮崎）

〒514-8570 三重県津市広明町13

Tel :059-224-2268（月～金 8:30～17:15）

Fax:059-224-2270

メール:miyazi01@pref.mie.lg.jp

## 令和4年度放課後児童支援員認定資格研修(後期)スケジュール

地区		日程	場所	定員
四日市	1日目	令和5年1月29日(日)	ユマニテク短期大学 (四日市市南浜田町4-21)	100名
	2日目	令和5年2月19日(日)		
	3日目	令和5年2月26日(日)		
	4日目	令和5年3月5日(日)		
	予備日	令和5年3月11日(土)		
亀山	1日目	令和5年1月22日(日)	【1日目から4日目】 亀山市本庁舎大会議室 (亀山市本丸町577) 【予備日】サンワーク津 (津市島崎町143-6)	30名
	2日目	令和5年2月18日(土)		
	3日目	令和5年2月25日(土)		
	4日目	令和5年2月26日(日)		
	予備日	令和5年3月4日(日)		
玉城	1日目	令和5年1月15日(日)	保健福社会館集団検診室 (度会郡玉城町勝田4876-1)	20名
	2日目	令和5年1月22日(日)		
	3日目	令和5年1月29日(日)		
	4日目	令和5年2月12日(日)		
	予備日	令和5年2月19日(日)		
伊賀	1日目	令和5年1月15日(日)	伊賀市役所501会議室 (伊賀市四十九町3184番地)	40名
	2日目	令和5年1月22日(日)		
	3日目	令和5年2月19日(日)		
	4日目	令和5年2月26日(日)		
	予備日	令和5年3月5日(日)		
御浜	1日目	令和5年1月8日(日)	御浜町役場くろしおホール (南牟婁郡御浜町阿田和6120-1)	40名
	2日目	令和5年1月22日(日)		
	3日目	令和5年2月5日(日)		
	4日目	令和5年2月12日(日)		
	予備日	令和5年2月19日(日)		
	予備日	令和5年2月26日(日)		

※研修は、4日間通して受講していただく必要があります。

ただし、一部科目修了証及び免除資格をお持ちの場合を除きます。

※各会場の定員の都合上、4日間通して同じ会場で受講してください。